

第2期 江別市強靱化地域計画



令和6（2024）年4月
（令和6（2024）年9月改定）
江別市

【目 次】

第1章 計画の策定について.....	- 1 -
1 計画の策定趣旨.....	- 1 -
2 計画の位置付け.....	- 1 -
3 地域防災計画との関係.....	- 2 -
4 計画期間.....	- 2 -
5 基本的な進め方.....	- 3 -
6 江別市強靱化の目標.....	- 4 -
第2章 脆弱性評価.....	- 6 -
1 脆弱性評価の考え方.....	- 6 -
2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	- 8 -
3 評価の実施手順.....	- 9 -
4 評価結果.....	- 9 -
第3章 江別市強靱化のための施策プログラム.....	- 10 -
1 施策プログラム策定の考え方.....	- 10 -
2 施策推進の指標となる目標値の設定.....	- 10 -
3 推進事業の設定.....	- 10 -
4 施策プログラム一覧.....	- 10 -
5 江別市強靱化に関する施策プログラム.....	- 13 -
第4章 計画の推進管理.....	- 22 -
1 施策の推進管理.....	- 22 -
2 P D C Aサイクルによる計画の着実な推進.....	- 22 -
【別表1】 江別市強靱化に関する脆弱性評価.....	- 23 -
【別表2】 江別市強靱化のための推進事業一覧.....	- 31 -

第1章 計画の策定について

1 計画の策定趣旨

平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、平成25（2013）年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が施行され、平成26（2014）年6月には、基本法に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、その後も変更が加えられてきました。

また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、北海道強靱化計画を平成27（2015）年に策定し、強靱化施策の一層の充実・強化を図っているところです。

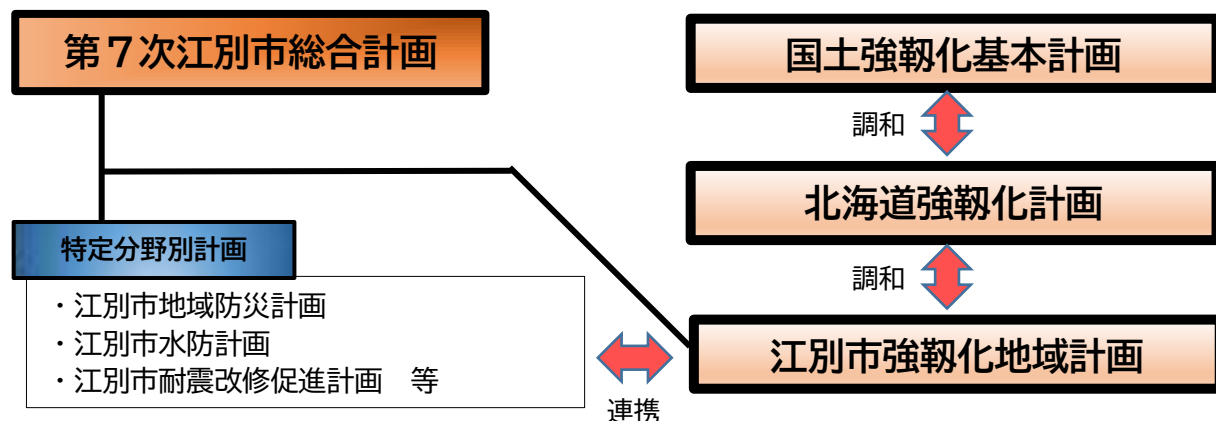
本市においては、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するため、令和2（2020）年12月に江別市強靱化地域計画を策定し、防災・減災の取組を強化してきました。

この度、令和6（2024）年3月で第1期の計画期間を終えることから、本市における大規模自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、引き続き、国土強靱化に関する施策を総合的に推進するため、第2期江別市強靱化地域計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、地方公共団体における国土強靱化に関係する分野別計画等の指針となるものと位置づけられています。

また、国の基本計画及び北海道強靱化計画と調和のとれた計画であると同時に、本市の総合計画である「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」で示す地域防災力の向上に向けた、災害に強いまちづくりを推進するための計画であり、様々な分野別計画や施策の指針となるものです。

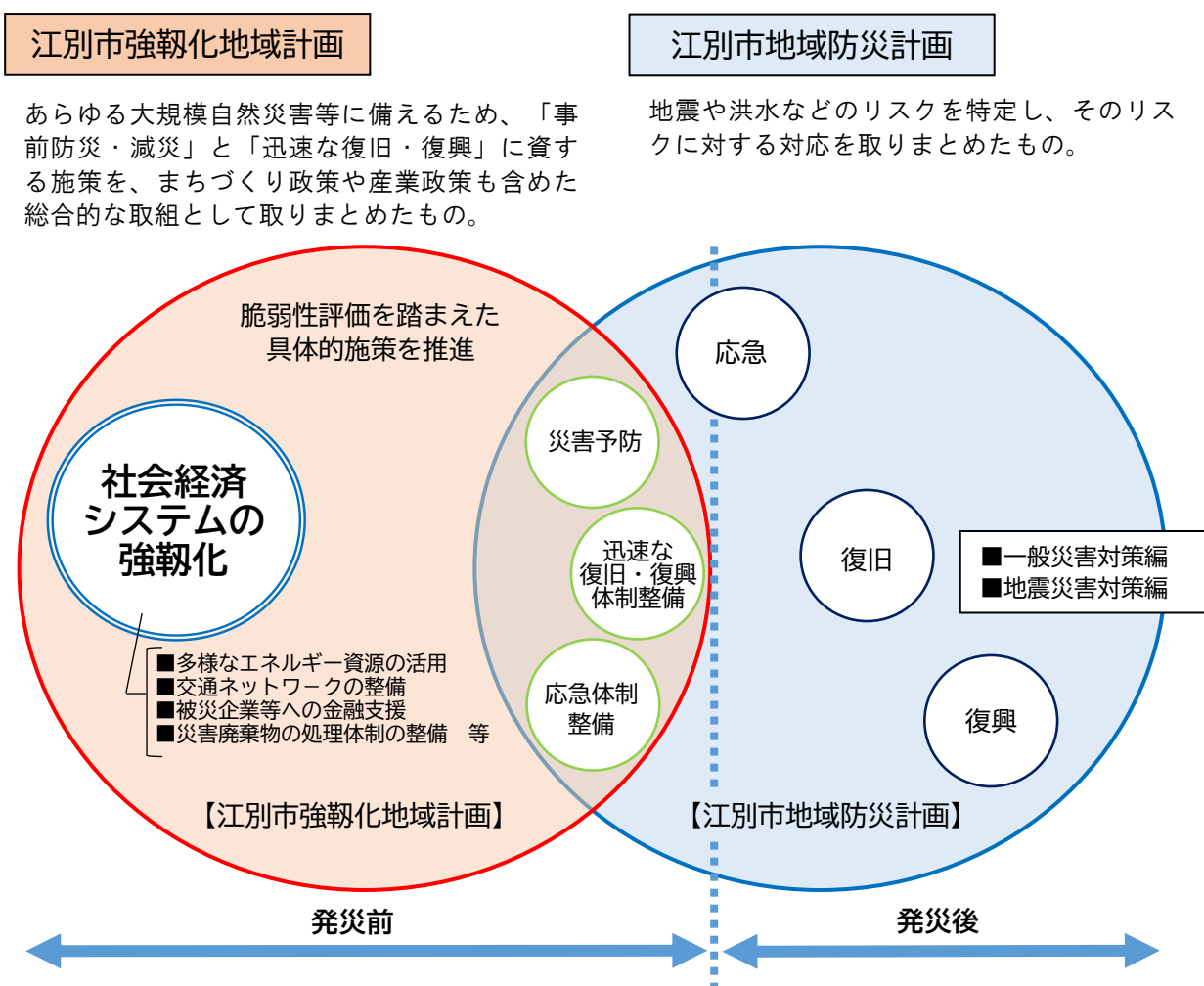


3 地域防災計画との関係

江別市強靱化地域計画は、大規模自然災害等に対する脆弱性や災害のリスクを特定し、最悪の事態を避けられるよう、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画です。

一方で、江別市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき策定する計画であり、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務や、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。

両計画は、互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めており、それぞれの計画の目的に合わせて役割分担を図りながら本市の強靱化を推進していきます。



4 計画期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

なお、計画期間内において、計画内容の見直しが必要な場合には、適宜見直しを行います。

5 基本的な進め方

STEP 1 地域を強靱化する上での目標の明確化 (P 1 ~ 5)

- ① 目標の設定
- ② 計画期間の設定

STEP 2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定 (P 6 ~ 9)

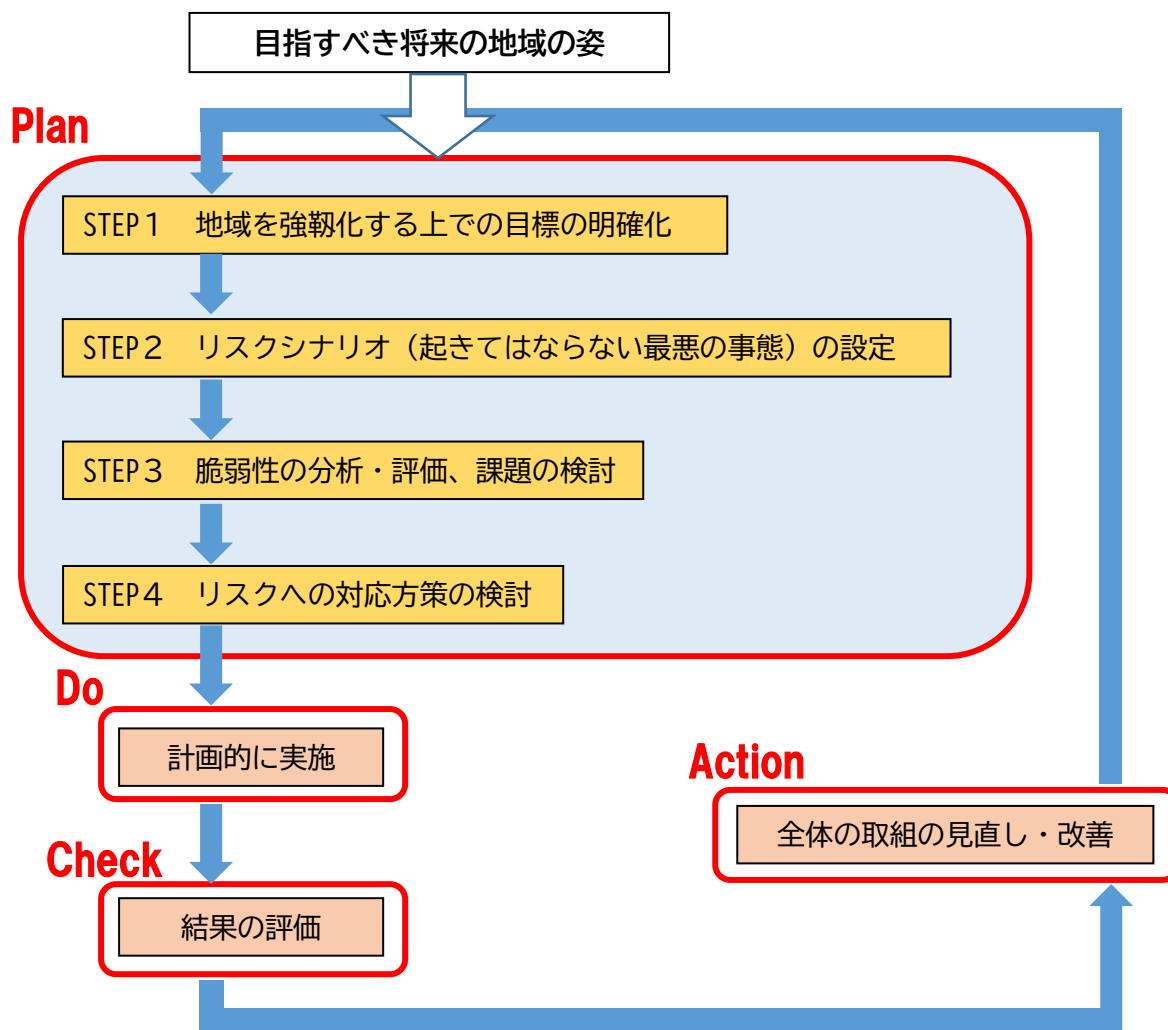
- ① 自然災害の想定
- ② リスクシナリオの設定

STEP 3 脆弱性の分析・評価、課題の検討 (P 23 ~ 30 【別表1】に記載)

- ① 既にある施策の整理
- ② 脆弱性の分析・評価、課題の検討

STEP 4 リスクへの対応方策の検討 (P 10 ~ 22)

- ① 脆弱性の評価結果に基づき、施策プログラムごとに対応方策を検討



6 江別市強靱化の目標

国では、基本計画における「国土強靱化の理念」において、いかなる災害が発生しようとも、「① 人命の保護が最大限図られること」「② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「④ 迅速な復旧復興」の四つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築するため、「国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）」を推進することを掲げています。

また、北海道強靱化計画においても、生命・財産の保護のほか、国全体の強靱化への貢献や北海道の持続的な成長の促進を目標に掲げています。

これらを受け、本市の強靱化は、大規模自然災害から市民の生命・財産、重要な社会経済機能を守ることに加え、札幌市に隣接し、四つの大学や各種研究機関が立地するなどの「強み」と、交通アクセスの良さといった「優位性」など、本市が持つポテンシャルを生かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道の強靱化に積極的に貢献していくことが求められます。

また、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど、幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ることも重要となります。

こうしたことから、人口減少対策や地域経済の活性化など、本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければなりません。

以上のことから、次の三つを江別市強靱化の基本目標に掲げ、「えべつ未来づくりビジョン（第7次江別市総合計画）」の基本目標の一つである『安全で安心して住み続けられるまち』の実現に向け、関連施策の推進に努めます。

なお、強靱化の推進は、持続可能な開発目標「SDGs」（※）の達成に資するものであり、国及び北海道と同様に、本市においてもSDGsの視点を持って強靱化施策に取り組んでいきます。

江別市強靱化の基本目標

- （１）大規模自然災害から市民の生命・財産及び社会経済機能を守る
- （２）国・北海道の強靱化に貢献し、北海道・道内他市町村との連携を促進する
- （３）災害に強い地域社会や地域経済の実現と迅速な復旧・復興体制を確立する



『安全で安心して住み続けられるまち』の実現

※SDGsとは

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals、SDGs[エス・ディー・ジー・ズ]）」とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際的な共通目標です。

持続可能な世界を実現するため、17のゴール（目標）と169のターゲット（取組・手段）から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も含めた全ての主体が取り組む普遍的なものであり、日本においても、積極的な取組が進められています。

SDGsの17のゴールの一つには、「11住み続けられるまちづくりを」が掲げられており、都市の強靱化や多様な人々の生活の質を向上させる取組に大きな期待が寄せられています。

SDGsの基本的な考え方である「環境、経済、社会の統合的アプローチ」を踏まえ、強靱化の施策を進めることは、ゴール11が目指すまちづくりの達成のみならず、その他のゴールが目指す社会課題の解決につながります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



第2章 脆弱性評価

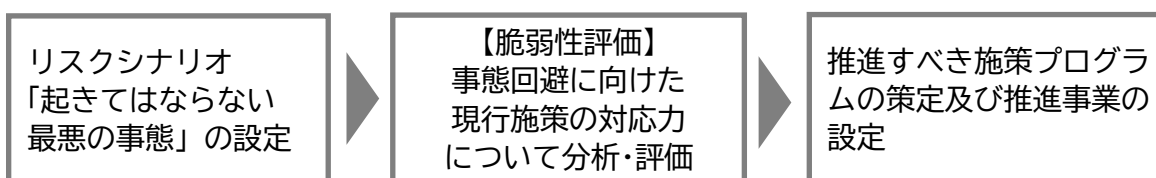
1 脆弱性評価の考え方

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する地域の脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり、基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本市においても、地域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」等を参考として、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因や、それを回避するために必要な施策の取組状況と課題を整理した上で、地域の弱点を洗い出す脆弱性評価を実施しました。

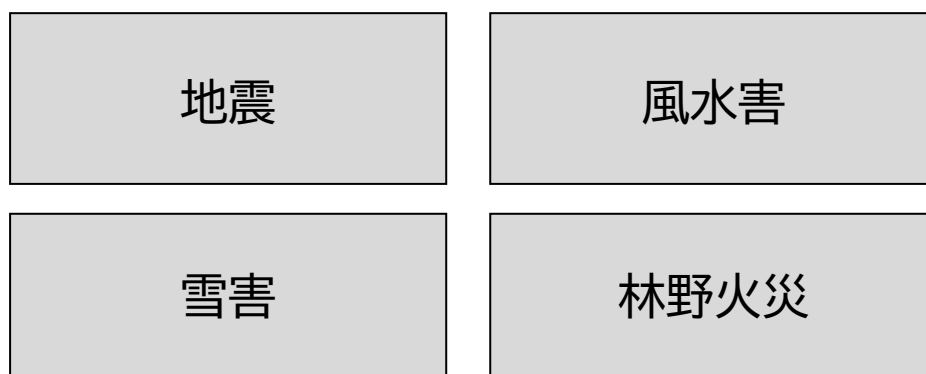
【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク（自然災害）】

北海道強靱化計画においては、今後、北海道に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施しており、これを参考に、過去に本市で発生した自然災害を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害を、具体的なリスクとして想定しました。

（想定するリスク ⇒ 四つの自然災害）



(2) 江別市が想定する災害

地震	◆ 月寒背斜に関連する断層の地震 (最大震度7と想定) ◆ 野幌丘陵断層帯の地震 (最大震度7と想定)	《地震被害予測》 ・全壊建物：約2,150棟 ・半壊建物：約4,150棟 ・死傷者：約1,390人
風水害	◆ 台風最盛期における豪雨による洪水 ◆ 台風最盛期における暴風 ◆ 台風等大雨に伴う土砂災害	
雪害	◆ 強い風を伴う地吹雪等による、主要幹線道路等の交通障害	
林野火災	◆ 市域の約11%を占めている道立自然公園野幌森林公園(2,053ha)における火災	

出典：第3次江別市耐震改修促進計画

(3) 災害の記録：江別市における過去の主な自然災害

《地震》

- 昭和57年3月 浦河沖地震：震度4
- 平成5年1月 釧路沖地震：震度4
- 平成15年9月 十勝沖地震：震度4
- 平成30年9月 北海道胆振東部地震：震度5強
市内全域停電（離島を除く北海道全域が停電）
住家被害：全半壊24棟、一部損壊544棟
非住家被害：全半壊6棟、一部損壊18棟

《風水害》

- 昭和56年8月 集中豪雨
全壊4戸、床上浸水440戸、田畑の浸水5,509ha
- 昭和56年8月 暴風雨（台風16号）
床上浸水91戸、田畑の浸水1,805ha
- 平成16年9月 暴風（台風18号）
街路樹等の倒木1,862本
- 平成30年9月 暴風（台風21号）
街路樹等の倒木2,694本

《雪害》

- 昭和61年1月 暴風雪（異常低気圧）
国道12号、275号が降雪により通行不能
- 平成24年3月 暴風雪（異常低気圧）
立ち往生車両40台
- 令和4年1月～2月 暴風雪（豪雪・暴風雪）
積雪量172cmを計測し、観測史上最大値を更新
立ち往生車両23台

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

本市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオは、基本計画及び北海道強靱化計画で設定しているリスクシナリオを基に、六つのカテゴリーとし、海に面していない本市の地域特性を踏まえ、地震による津波の被害等を除外し、18のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ：18の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による死傷者の発生・火山噴火に伴う降灰
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
6	迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しました。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は、巻末の別表1「江別市強靱化に関する脆弱性評価」（P23～30）のとおりです。

第3章 江別市強靱化のための施策プログラム

1 施策プログラム策定の考え方

第2章で示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本市における強靱化施策の取組方針を示す「江別市強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず、国、北海道、民間それぞれの取組主体が適切に役割を分担し、連携しながら進めます。

また、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみならず、情報伝達・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」ごとに取りまとめます。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策を推進するに当たり、個別施策の進捗や実績を把握するため、指標を設定して目標・方向性を示します。

なお、本計画に掲載する指標の目標・方向性については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標・方向性の見直しや新たな設定を行います。

3 推進事業の設定

施策の推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るため、施策に関連する具体的な事業を推進事業として表記し整理します。（巻末の別表2「江別市強靱化のための推進事業一覧」P31～33）

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや追加を行います。

4 施策プログラム一覧

脆弱性評価において設定した18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策を定めます。

プログラムを構成する施策には、複数の「起きてはならない最悪の事態」に対応するものも多くありますが、これらの施策については、最も関わりのある項目に掲げることとし、再掲は行いません。

【江別市強靱化のための施策プログラム一覧】（５３項目）

1 人命の保護		
	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
		(1-1-1) 住宅・建築物等の耐震化
		(1-1-2) 建築物等の老朽化対策
		(1-1-3) 避難場所等の指定・整備・普及啓発
		(1-1-4) 緊急輸送道路等の整備
		(1-1-5) 地盤等の情報共有
		(1-1-6) 消防水利の確保及び整備
		(1-1-7) 防火対策・火災予防
	1-2 土砂災害による死傷者の発生・火山噴火に伴う降灰	
		(1-2-1) 警戒避難体制の整備等
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水	
		(1-3-1) 洪水・内水ハザードマップの作成
		(1-3-2) 河川・内水排除施設等の保全管理
		(1-3-3) ため池の防災対策
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
		(1-4-1) 暴風雪時における道路管理体制の強化
		(1-4-2) 除排雪体制の確保
	1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大	
		(1-5-1) 冬季も含めた帰宅困難者対策
		(1-5-2) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策
	1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	
		(1-6-1) 関係機関の情報共有化
		(1-6-2) 住民等への情報伝達体制の強化
		(1-6-3) 観光客に対する情報伝達体制の強化
		(1-6-4) 高齢者等の要配慮者対策
		(1-6-5) 地域防災活動・防災教育の推進
2 救助・救急活動等の迅速な実施		
	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	
		(2-1-1) 物資供給等に係る連携体制の整備
		(2-1-2) 非常用物資の備蓄促進
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞	
		(2-2-1) 防災訓練等による救助・救急体制の強化
		(2-2-2) 自衛隊体制の維持・拡充
		(2-2-3) 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺	
		(2-3-1) 被災時の保健医療支援体制の強化
		(2-3-2) 災害時における福祉的支援
		(2-3-3) 防疫対策

3 行政機能の確保		
	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下	
		(3-1-1) 災害対策本部機能の強化
		(3-1-2) 業務継続体制の整備
		(3-1-3) 広域応援・受援体制の整備
4 ライフラインの確保		
	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止	
		(4-1-1) 再生可能エネルギーの導入拡大
		(4-1-2) 電力基盤の整備
		(4-1-3) 多様なエネルギー資源の活用
		(4-1-4) 避難所等への石油燃料供給の確保
	4-2 食料の安定供給の停滞	
		(4-2-1) 食料生産基盤の整備
		(4-2-2) 道産食料品の販路拡大
		(4-2-3) 道産農産物の産地備蓄の推進
		(4-2-4) 生鮮食料品の流通体制の確保
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止	
		(4-3-1) 水道施設の災害対策
		(4-3-2) 下水道施設の災害対策
	4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
		(4-4-1) 交通ネットワークの整備
		(4-4-2) 道路施設の防災対策・老朽化対策等
		(4-4-3) 広域的な公共交通の維持
5 経済活動の機能維持		
	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞	
		(5-1-1) リスク分散を重視した企業立地等の推進
		(5-1-2) 企業の業務継続体制の強化
		(5-1-3) 被災企業等への金融支援
	5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
		(5-2-1) 森林の整備・保全
		(5-2-2) 農地・農業水利施設等の保全管理
6 迅速な復旧・復興等		
	6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	
		(6-1-1) 災害廃棄物の処理体制の整備
	6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	
		(6-2-1) 災害対応に不可欠な建設業との連携
		(6-2-2) 行政職員等の活用促進
		(6-2-3) 地域コミュニティ機能の維持・活性化

5 江別市強靱化に関する施策プログラム

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

- ① 北海道耐震改修促進計画及び江別市耐震改修促進計画に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、国や北海道の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る。また、国が実施する住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。
- ② 耐震性が不十分とされている市庁舎及び市民会館、青年センターの耐震化については、江別市耐震改修促進計画に基づき、市民需要や人口動態、地震災害時における拠点施設の機能確保や避難所としての施設規模等を踏まえ、市有施設の機能のあり方などの総合的な検討のもとに進めていく。
- ③ 住区会館など市民が利用する集会施設、消防施設など災害時に機能の確保が必要な施設、保育園など幼児が常時利用する施設、高齢者などの要配慮者利用施設、江別市地域防災計画において避難所として位置付けられている施設は、施設の利用状況や防災上の重要性等を考慮しながら耐震化に努める。

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

- ① 市営住宅や小中学校などの公共建築物の老朽化対策については、江別市公共施設等総合管理計画のほか、江別市営住宅長寿命化計画などの個別施設計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- ② 民間建築物の老朽化対策については、江別市空家等対策計画に基づき、空き家等に関する管理意識の醸成により、管理不全な空き家等の発生抑制を図るほか、相談への対応や専門家による相談窓口等の情報提供を行うとともに、空き家対策総合支援事業等の補助制度を利用して空き家等の除却及び利活用の促進に努める。

【1-1-3】避難場所等の指定・整備・普及啓発

- ① 市民にとって分かりやすく安全な避難場所の設置に向け、避難所等の指定や整備を推進する。特に、男女双方の視点や子育て世帯等のニーズに配慮した避難所の運営管理を推進する。
- ② 災害種別に応じて開設する避難所及び避難行動に関する周知啓発に努め、出前講座等を通じて理解度の向上を図る。
- ③ 自治会や自主防災組織等が主体となった避難所運営訓練の継続した実施により、運営体制等を含め地域の災害対応力の向上を図る。
- ④ 避難生活に特段の配慮を要する方のため、社会福祉法人等との連携を図りながら、二次的な避難場所である福祉避難所の確保に努め、避難者の受入方法や受入態勢、移動手段などの体制を整備する。

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

- ① 災害時における緊急輸送の円滑かつ確実な実施のため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路や避難路等の計画的な整備を推進するとともに、無電柱化等について、関係機関と検討を行う。

【1-1-5】地盤等の情報共有

- ① 新たな盛土形状の変化及び湧水発見の有無確認を目的とした経過観察を推進する。

【1-1-6】消防水利の確保及び整備

- ① 消火栓使用不能時の消防水利確保のため、防火水槽の計画的な維持管理を推進する。

【1-1-7】防火対策・火災予防

- ① 住宅密集地における延焼拡大及び出火防止に向けた防火対策の推進を図る。
- ② 民間事業者に対して防火及び保安管理に係る法令順守の徹底を図るとともに、民間防火組織への防火意識の高揚を図る。

《指標》

- 「1-1-1」住宅の耐震化率 92.9% (R4) → 増加・向上
「1-1-1」多数の者が利用する建築物の耐震化率 93.3% (R4) → 増加・向上
「1-1-3」指定避難所の指定箇所数 71 箇所 (R4) → 維持
「1-1-3」地域連携避難所運営訓練の実施状況 実施 (R4) → 維持
「1-1-6」設置から 50 年が経過し点検が未実施の防火水槽の数 8 基 (R4) → 減少・低下

1-2 土砂災害による死傷者の発生・火山噴火に伴う降灰

【1-2-1】警戒避難体制の整備等

- ① 土砂災害による被害の発生に備え、北海道など関係機関と連携した急傾斜地等の対策を進める。
- ② 北海道が指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の住民に対し、防災あんしんマップによる避難に関する周知を行うなど、災害時に適切に避難できる体制の整備を進める。
- ③ 火山噴火警戒情報について、降灰による市民の生活や健康への影響を勘案しながら、注意喚起等の方法の検討を進める。

《指標》

- 「1-2-1」防災あんしんマップの作成、配布状況 作成・配布済 → 必要に応じて更新・配布

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成

- ① 国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜、防災あんしんマップの情報を更新するとともに、市民への周知の徹底や防災あんしんマップに基づく防災訓練等を実施する。
- ② 浸水実績に基づく内水被害の発生状況等を踏まえた対応を検討する。

【1-3-2】河川・内水排除施設等の保全管理

- ① 市管理の河川及び内水排除施設について、河川の増水による浸水被害や内水による冠水を防ぐため、計画的な浚渫・雑木処理・草刈・施設整備等を実施し、適切な維持管理による治水対策を推進する。

【1-3-3】ため池の防災対策

- ① ため池の決壊による甚大な二次災害を防止するため、点検・診断に基づく対策を推進するとともに、防災重点ため池に指定された地域の住民と共に作成した防災あんしんマップの周知徹底を図る。

《指標》

- 「1-3-1」【再掲】防災あんしんマップの作成、配布状況 作成・配布済 → 必要に応じて更新・配布
「1-3-3」防災重点ため池ハザードマップの作成状況 作成済 → 必要に応じて更新

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

- ① 異常気象時の緊急車両の通行や公共交通機関と接続する道路網を確保するため、優先度を持って市内主要道路の除雪を行う。
- ② 暴風雪時の車の立ち往生を防止するため、道路パトロール、気象条件などから立ち往生の発生が予想される場合、通行止めを実施する。
- ③ 通行止めを実施した場合、他の道路管理者と連携し迂回路の確保を検討するほか、立ち往生が発生した場合は、警察や消防と適宜情報共有し対応にあたる。
- ④ 市内の通行止め情報や、立ち往生の防止に役立つ情報を効果的に発信する。

【1-4-2】除排雪体制の確保

- ① 国や北海道の各道路管理者との情報共有や相互連携により除雪体制を強化する。
- ② 農村地域も含めた地元自治会と連携し、局所的な吹き溜まりなどの交通障害に対応する。
- ③ 除雪事業者同士の除雪作業の相互支援により、市内全域における弾力的な除雪体制を確保する。
- ④ 将来にわたり安定した除雪体制を確保するため、除雪機械の計画的な更新及び適切な増強を進め、本市の地域性に適した車両を配備する。合わせて、デジタル技術の活用による進捗状況の把握や業務効率化の検討のほか、除雪機械オペレーターの確保に向けた支援や、労働環境の改善などの対策を実施する。

《指標》

「1-4-2」除雪計画の策定状況 策定済 → 必要に応じて改定

「1-4-2」除排雪機械配備体制の構築状況 構築済 → 増強

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【1-5-1】冬季も含めた帰宅困難者対策

- ① 災害時における公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者の一時的な受入態勢の整備や、避難所の周知・誘導などの避難対策の検討を進める。

【1-5-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- ① 避難所における冬季防寒対策として、毛布や寝袋、移動式ストーブ等の資機材の計画的な備蓄を進めるとともに、開設順位の高い避難所等における発電・蓄電設備の整備を進めるほか、長時間の停電対策として電力と燃料を供給できる体制の整備に努める。

《指標》

「1-5-2」寝袋の備蓄数 1,500 個 (R4) → 増加

「1-5-2」発電・蓄電設備（可搬式発電機、ポータブル電源）の台数 103 台 (R4) → 増加

「1-5-2」移動式ストーブ（対流式ストーブ、ジェットヒーター）の台数 80 台 (R4) → 増加

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【1-6-1】関係機関の情報共有化

- ① 災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線や I P 無線、防災携帯電話等の計画的な更新や定期的な通話訓練、動作確認など、適正な管理を推進する。また、I P 無線を増やし、連絡体制の強化を図る。
- ② 国の全国瞬時情報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、Em-Net（エムネット）などの防災情報システム等の防災情報共有システムの効果的な運用による情報共有と住民への迅速な情報の提供に努める。

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

- ① 災害時には、自助・公助とともに地域コミュニティにおける住民間の共助が不可欠であることから、江別市自治会連絡協議会をはじめ、江別不動産業協会とも連携した取組を進め、自治会への加入を促進するとともに、自治会活動を支援する。
- ② 災害時に安全な避難行動をとれるよう、避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成し情報伝達体制を整備するとともに、迅速・適切な行動を示すために作成している各種タイムラインについて、必要に応じた見直しを行う。また、江別市防災情報提供サービスへの登録者の増加を図るとともに、災害情報の伝達手段の多様化・多言語化について検討を行い、効果的な情報伝達手段の確保に努める。

【1-6-3】観光客に対する情報伝達体制の強化

- ① 外国人を含む観光客が災害情報を取得でき、効果的な自衛行動をとれるよう、観光施設等における情報発信の多言語化など、観光客に対する災害情報の伝達体制の強化に努める。

【1-6-4】高齢者等の要配慮者対策

- ① 要介護高齢者や障がいのある方など、災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、避難行動要支援者名簿を整備・更新し、対象者情報の適正な管理を行うとともに、個別避難計画を作成し、地域と連携した支援体制の構築を推進する。
- ② 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）において、水防法で定める避難確保計画の作成を支援し、洪水時等における迅速な避難の確保を図る。

【1-6-5】地域防災活動・防災教育の推進

- ① 地域防災マスター制度の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダー養成、自主防災組織の結成促進など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- ② 地域防災の中核である消防団の体制を維持するため、関係団体との連携強化を図るとともに、若年層の加入促進を図る。
- ③ 防災訓練・セミナー・出前講座等を通じて、市民が「自らの命は自らが守る」意識の徹底や住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図る。また、小中学校では、定期的な避難訓練や集団下校訓練を実施するとともに、授業内容に合わせて災害や防災についての教育を行うなど、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上を図る。

《指標》

「1-6-1」 I P無線機通話訓練の実施回数	6回 (R4)	→ 維持
「1-6-2」 自治会加入率	65.8% (R4)	→ 維持
「1-6-2」 防災情報提供サービスの登録者数	6,743人 (R4)	→ 増加
「1-6-4」 避難確保計画を作成した施設の割合	69.1% (R4)	→ 増加・向上
「1-6-4」 避難行動要支援者避難支援制度に参画する協力自治会の割合	43.6% (R4)	→ 増加・向上
「1-6-5」 自主防災組織活動カバー率	89.9% (R4)	→ 増加・向上
「1-6-5」 防災訓練・セミナー・出前講座、防災教育等の参加人数	23,832人 (R4)	→ 増加

（２）救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

- ① 物資供給をはじめ、医療、救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、平時からの協力関係を構築する。
- ② 友好都市提携を行っている高知県土佐市とは災害時相互支援協定を締結しており、同時被災リスクが少ないという観点から、災害時における連携体制の強化を進める。

【2-1-2】非常用物資の備蓄促進

- ① 災害に備え、最低3日分・推奨1週間分の食料や飲料水、最低限の生活物資、医薬品等の備蓄を行うよう、市民への啓発活動を推進する。
- ② 非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置に努める。

《指標》

「2-1-1」 災害時協力協定数	72件 (R4)	→ 増加
「2-1-2」 備蓄食料の確保数	10,000人分 (R4)	→ 維持
「2-1-2」 備蓄品整備計画の策定状況	策定済	→ 必要に応じ改定

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

- ① 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の向上を図る。
- ② 消防職員の災害対応力の向上・強化を図るため、消防職員としての必要な資格取得や各種研修の受講など、計画的な人材育成を推進する。

- ③ 事業所、学校、市民に対して救命講習やAED講習を実施するなど、応急手当の普及・啓発を推進する。

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

- ① 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、道内各地に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、北海道や他自治体など関係機関が連携した取組を推進する。

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- ① 災害現場における安全と効率的な活動の確保のため、消防機械器具整備計画に基づき、消防車両及び消防機械器具を計画的に整備する。

《指標》

「2-2-1」総合防災訓練の実施状況 実施（R4） → 維持（隔年実施）

「2-2-1」消防団員充足率 89.5%（R4） → 増加・向上

「2-2-1」救命講習受講者数 2,268人（R4） → 維持

「2-2-3」消防機械器具整備計画の策定状況 策定済 → 必要に応じ改定

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【2-3-1】被災時の保健医療支援体制の強化

- ① 災害規模に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会・歯科医師会に対する派遣要請はもとより、災害急性期は北海道に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するなど、災害時医療支援体制の強化を推進する。

【2-3-2】災害時における福祉的支援

- ① 地域や自主防災組織、関係機関等と連携を図り、災害時要支援者等に対する適切な支援体制の構築に努める。
② 福祉避難所での受入態勢の整備を検討する。

【2-3-3】防疫対策

- ① 災害時における感染症のまん延防止を図るため、定期的な予防接種の実施及び感染症の予防に関する啓発を行うことで防疫対策を推進する。
② 避難所等におけるトイレ環境を確保するため、簡易トイレや災害用トイレ袋等の計画的な備蓄に努める。
③ 避難所における新型コロナウイルス感染症などの感染症対策として、衛生物品や間仕切り等の備蓄を進め、感染症対策を講じた避難所運営を行う。また、避難者には、マスク・体温計等の持参を周知していく。

《指標》

「2-3-2」福祉避難所の設置運営に関する災害時協力協定数 17件（R4） → 増加

「2-3-3」予防接種法に基づく麻疹・風しん混合ワクチン第2期の接種率 93.9%（R4）
→ 増加・向上

「2-3-3」簡易トイレの備蓄数 41台（R4） → 増加

（3）行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

【3-1-1】災害対策本部機能の強化

- ① 災害対策本部訓練の実施・検証を行うほか、庁舎被災時を想定した代替場所での本部運営訓練を行うなど、本部機能の強化に向けた取組を推進する。
② 総合的な防災・災害復旧の拠点となる市庁舎は耐震性が不足しているため、計画的な整備を検討する。

【3-1-2】業務継続体制の整備

- ① 災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向け、災害応急活動及びその他行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、業務継続計画の改善や改定に努める。

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

- ① 大規模自然災害時の災害応急体制の確保を図るために、自治体間相互の応援協定を締結していることから、効果的な運用を行うための受援体制の構築に向け検討を進める。

《指標》

「3-1-2」業務継続計画（BCP）の策定状況 策定済 → 必要に応じ改定
「3-1-3」北海道消防相互応援協定の締結状況 締結済 → 必要に応じ改定
「3-1-3」緊急消防援助隊受援計画の策定状況 策定済 → 必要に応じ改定

（４）ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

- ① 既存のエネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合のバックアップとして、再生可能エネルギー設備の果たす役割は大きいことから、国・北海道などの関係機関と連携を図り、導入拡大に向けた検討を進める。

【4-1-2】電力基盤の整備

- ① 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社との協定に基づき、大規模災害時の早期復旧につなげるため、平時からの情報共有や連携を図る。
- ② 第2次江別市環境管理計画兼地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、公共施設等における省エネルギー化の推進を図るとともに、節電・省エネに向けた市民啓発イベントを実施するなど、省エネルギーの取組を推進する。

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

- ① 太陽光、バイオマス、地中熱等の再生可能エネルギーをはじめ、天然ガス、燃料電池、ごみ焼却の排熱利用、下水処理における消化ガス利用など、多様なエネルギー資源の有効活用について検討するとともに、災害時でも活用できる新たな電力として、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）などの公用車導入について検討を行う。

【4-1-4】避難所等への石油燃料供給の確保

- ① 江別石油事業協同組合との協定に基づき、災害時の救助・救急のほか、災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等で石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を図る。

《指標》

「4-1-1」再生可能エネルギーを導入している公共施設数 15 施設（R4） → 増加

4-2 食料の安定供給の停滞

【4-2-1】食料生産基盤の整備

- ① 本市の基幹産業である農業について、生産者の更なる経営安定化を図るための農業基盤整備などを進めるとともに、生産の維持・安定及び災害に強い生産基盤の整備を進める。
- ② いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策などの施設の更新を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備や計画的な老朽化対策を着実に推進する。
- ③ 高齢化や労働人口の減少による労働力不足は、地域食料供給減や自給率の低下につながることから、労働力の確保と合わせて、効果的な農地の利用集積や機械化・ICT化などの省力化対策の導入を推進する。

【4-2-2】道産食料品の販路拡大

- ① 大規模自然災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓・拡大等により、一定の生産量を確保していくことが重要であることから、地産地消の推進や地域特性・優位性を生かした高付加価値化及び販路拡大に対する支援を行う。

【4-2-3】道産農産物の産地備蓄の推進

- ① 北海道や民間団体など関係機関と連携することで、平時における農産物の安定供給に加え、大規模自然災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

【4-2-4】生鮮食料品の流通体制の確保

- ① 災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するために、関係機関・団体等との情報共有を図る。

《指標》

「4-2-1」遊休農地面積 11ha (R4) → 維持・減少

「4-2-2」農業販売額 4,976 百万円 (R4) → 増加

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【4-3-1】水道施設の災害対策

- ① 災害時においても水道水を確保するため、水道施設の更新に合わせて耐震化を進めるとともに、将来の水需要を考慮し、自然流下配水の拡大など供給体制の見直しを含めた更新を図る。
- ② 水道施設が被災した場合に備え、応急復旧や応急給水の訓練の実施、資機材の備蓄など災害対策について更なる体制の強化を図る。

【4-3-2】下水道施設の災害対策

- ① 災害対応や災害対応訓練を踏まえ、業務継続計画などの検証や見直しを行う。
- ② 下水道施設の事故発生や機能停止を未然に防止するため、調査点検や修繕による維持管理や計画的な改築を進める。
- ③ 災害時においても下水道機能を確保し生活環境を保全するため、機能の早期回復や更新に合わせた耐震化など総合的に災害対策を推進する。
- ④ 大規模自然災害時に、生活排水等が公共用水域に流出することを防ぐために、汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の設置替えを推進するとともに、生活排水処理施設計画に基づき合併処理浄化槽普及率向上に向けた普及啓発を行う。

《指標》

「4-3-1」基幹管路耐震管率 24.9% (R4) → 増加・向上

「4-3-1」管路更新率 0.61% (R4) → 維持

「4-3-2」管路調査点検延長 70km/年 (R4) → 維持

「4-3-2」合併浄化槽の普及率 53.9% (R4) → 維持

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【4-4-1】交通ネットワークの整備

- ① 大規模自然災害時における被災地への物資供給や人的支援を迅速に進めるため、市街地を中心とした主要な道路網を構成する都市幹線道路の未整備区間の整備や道路機能の強化を推進するとともに、広域高規格道路及び広域幹線道路の未整備区間の整備に向けた取組を推進する。

【4-4-2】道路施設の防災対策・老朽化対策等

- ① 災害時に避難等の障害となる放置自転車や倒木の恐れがある街路樹について、計画的な駐輪場の整備や街路樹の伐採・剪定を実施し、適切な防災対策を推進する。
- ② 橋梁など道路施設の老朽化対策として、定期点検や長寿命化修繕計画に基づく計画的な修繕・更新等を実施する。また、橋梁の耐震化について、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁及び第三者被害が想定される跨線橋の対策を優先するなど計画的な整備の推進に努める。

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

- ① 本市におけるバス路線は、札幌市をはじめとする周辺都市との間を結ぶ公共交通機関であり、広域的に経済を支えるインフラであるため、バス事業者・国・北海道などの関係機関と連携し、地域間バス路線の維持確保に向けた取組を推進する。

《指標》

- 「4-4-1」道路網整備延長 約181km (R4) → 増加
「4-4-2」街路樹の芯止め・剪定を実施した道路延長 8.2km (R4) → 増加
「4-4-2」橋梁修繕・更新数 31 橋 (R4) → 増加
「4-4-3」地域間バス路線の系統数 19 系統 (R4) → 維持

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【5-1-1】リスク分散を重視した企業立地等の推進

- ① 国内最大の食料供給地域である北海道の地域特性や冷涼な気候のほか、首都圏等との同時被災のリスクが少ないといった地理的優位性を生かし、食品製造加工施設や情報関連施設、コールセンターなどの企業誘致を促進する。

【5-1-2】企業の業務継続体制の強化

- ① 民間企業における業務継続計画の策定を促進するため、経済団体と連携し、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルの普及啓発を図るとともに、計画策定の支援に努める。

【5-1-3】被災企業等への金融支援

- ① 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るため、国や北海道が実施している金融支援について普及・啓発を推進するほか、本市が実施する融資制度を柔軟に運用するなど、災害時における被災企業への支援策の確保に努める。

《指標》

- 「5-1-1」立地企業・事業所数 1 件 (R4) → 維持 (年度につき1件)

5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【5-2-1】森林の整備・保全

- ① 野幌森林公園及び耕地防風林等での林野火災を防止し、森林が持つ防災・減災・農村環境保全などの多様な機能を発揮させるため、森林の所有者である国や北海道と連携し、適切な整備や保全に努める。
② 野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

【5-2-2】農地・農業水利施設等の保全管理

- ① 農地等の多面的機能を発揮させ、かつ保全を行うため、関係機関と連携した農業水利施設の適正な管理と計画的な整備・更新を推進する。
② 農業用水路の安定的な水の供給のため、老朽化対策及び計画的な施設・設備の更新を図るとともに、ICTを活用した水位監視などの研究を進める。
③ 農地が荒廃しないよう、鳥獣被害防止対策を適正に実施する。

《指標》

- 「5-2-1」江別市林野火災発生件数 0 件 (R4) → 維持
「5-2-2」揚水機場維持管理点検回数 2 回 (R4) → 維持
「5-2-2」排水機場維持管理点検回数 9 回 (R4) → 維持

（６）迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【6-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

- ① 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画に基づき災害時の処理体制の整備を進める。
- ② 大規模自然災害時に災害廃棄物処理が滞ることがないように、廃棄物処理施設の適切な維持管理や環境省の循環型社会形成推進交付金等を活用した計画的な整備を進める。

《指標》

「6-1-1」江別市災害廃棄物処理計画の策定状況 策定済 → 必要に応じ改定

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【6-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

- ① 大規模自然災害時の復旧・復興を迅速に進めていくため、建設業関係団体等との連携体制の構築や専門的技術等の活用を図る。
- ② 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも不可欠であることから、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む。

【6-2-2】行政職員等の活用促進

- ① 大規模自然災害時の人材不足を補うため、自治体間相互の協定に基づき、広域応援の効果的な運用を行うために受援体制の構築を図る。
- ② 災害時におけるボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、災害ボランティアセンターの運営を担う社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動による支援体制を構築するとともに、担い手の育成強化に努める。

【6-2-3】地域コミュニティ機能の維持・活性化

- ① 人口減少、高齢化が進む農村地域において、地域の実情に即した活性化対策を実施する必要性があり、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組などにより、農村地域の活性化を図る。

《指標》

「6-2-1」応急・復旧活動の支援に関する災害時協力協定数 9件（R4） → 増加

第4章 計画の推進管理

1 施策の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策の推進管理を行うことが必要です。

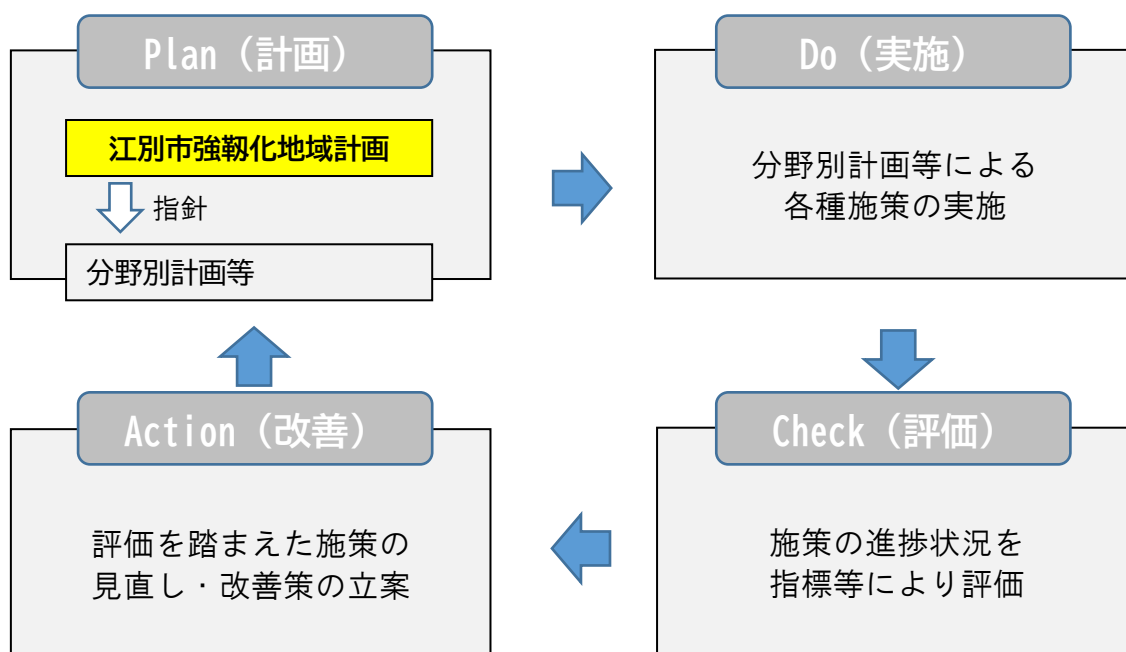
このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、各施策の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進を図ります。

《 施策の推進管理に必要な事項 》

- ・当該施策に関連する庁内の所管部局、国の関係府省庁、北海道の関係部局
- ・計画期間における施策推進の工程
- ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・当該年度における予算措置状況
- ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する要望
- ・指標の達成状況 等

2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、江別市強靱化のスパイラルアップ（継続的な整備効果の向上）を図っていきます。



【別表 1】 江別市強靱化に関する脆弱性評価

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

《評価結果》

【1-1-1】住宅・建築物等の耐震化

- 北海道耐震改修促進計画及び江別市耐震改修促進計画に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、国や北海道の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。
- 市有建築物については、今まで優先的に進めてきた小中学校の耐震化率は 100% となっていることから、今後は市庁舎等の不特定多数が集まる施設や災害時に避難所等として利用される施設の耐震化を図る必要がある。

【1-1-2】建築物等の老朽化対策

- 公営住宅や小中学校などの公共建築物の老朽化対策については、江別市公共施設等総合管理計画のほか、江別市営住宅長寿命化計画などの個別施設計画等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する必要がある。
- 民間建築物の老朽化対策については、江別市空家等対策計画に基づき、空き家の状況に応じた適正管理の促進や老朽化等への対応として、所有者等への意識啓発と相談体制の整備等を図るとともに、除却への支援や利活用策を推進する必要がある。

【1-1-3】避難場所等の指定・整備・普及啓発

- 江別市地域防災計画に基づき、避難場所や避難施設を指定していることから、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するとともに、引き続き、避難所等の整備を行いながら、防災あんしんマップやホームページのほか、出前講座などを通じて、避難行動についての理解を深める必要がある。
- 高齢者、障がいのある方等の要配慮者の安全確保に向け、社会福祉法人等との連携のもと、必要な福祉避難所の指定・確保を図るとともに、受入態勢の構築に努める必要がある。

【1-1-4】緊急輸送道路等の整備

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路は、国や北海道などと連携を図り整備を推進する必要がある。また、災害時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の無電柱化について、調査研究及び関係機関との検討を行う必要がある。

【1-1-5】地盤等の情報共有

- 宅盤・法面の変状や地下水発生が確認されなかった盛土箇所において、潜在的不安定を起因とした滑動崩落被害が起こる可能性があるため、継続的な安全性確認をする必要がある。

【1-1-6】消防水利の確保及び整備

- 同時多発火災や地震による消火栓使用不能等に備え、耐震性のある防火水槽の計画的な設置や維持管理を推進する必要がある。

【1-1-7】防火対策・火災予防

- 住宅用火災警報器の設置・適正な維持管理の推進を図る必要がある。
- 火災原因を踏まえた出火防止対策の研修会等を開催する必要がある。
- 民間防火組織及び事業所に対して、防火・防災訓練を実施する必要がある。

《指標》

- 「1-1-1」住宅の耐震化率 92.9% (R4)
- 「1-1-1」多数の者が利用する建築物の耐震化率 93.3% (R4)
- 「1-1-3」指定避難所の指定箇所数 71 箇所 (R4)
- 「1-1-3」地域連携避難所運営訓練の実施状況 実施 (R4)
- 「1-1-6」設置から 50 年が経過し点検が未実施の防火水槽の数 8 基 (R4)

1-2 土砂災害による死傷者の発生・火山噴火に伴う降灰

《評価結果》

【1-2-1】警戒避難体制の整備等

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、指定区域住民等への周知徹底を図るとともに、関係機関と連携を図り危険性が高い箇所における土砂災害対策を行う必要がある。
- 警戒区域、避難所・避難経路等の周知徹底を図り、土砂災害に対する警戒避難体制の整備を行う必要がある。
- 本市は、北海道地域防災計画における「火山周辺市町村」には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰に対する警戒が必要である。

《指標》

- 「1-2-1」防災あんしんマップの作成、配布状況 作成・配布済

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

《評価結果》

【1-3-1】洪水・内水ハザードマップの作成

- 国や北海道が公表した想定最大規模の降雨に基づき、浸水想定区域を示した防災あんしんマップを作成し、広報えべつへの同梱配布による周知徹底を図っているが、引き続き、防災あんしんマップに基づく防災訓練の実施を促進する必要がある。
- 内水による市街地等への浸水リスクを検証し、必要に応じて内水ハザードマップの作成を検討する必要がある。

【1-3-2】河川・内水排除施設等の保安全管理

- 市管理の河川及び内水排除施設について、冠水や浸水被害を防ぐため、適切な維持管理による治水対策を推進する必要がある。

【1-3-3】ため池の防災対策

- 大規模地震や豪雨等を起因とした「ため池」の決壊などによる二次災害を防止するため、点検・診断に基づく対策を推進する必要がある。

《指標》

「1-3-1」【再掲】防災あんしんマップの作成、配布状況 作成・配布済

「1-3-3」防災重点ため池ハザードマップの作成状況 作成済

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

《評価結果》

【1-4-1】暴風雪時における道路管理体制の強化

- 人命保護のため、遅れなく除雪作業を行い、緊急車両の通行及び公共交通機関と接続する道路網を確保する必要がある。
- 暴風雪時の立ち往生発生の防止及び立ち往生の大規模化を防ぐために、通行止めなどの事前の発生防止策を講じる必要がある。
- 通行止めの際には、二次被害防止のためにも各道路管理者と連携して迂回路を確保するなど、俯瞰的に対応する必要がある。
- 通行止めによる混乱や立ち往生の発生を防止するため、最新の情報を遅れなく、分かりやすく発信する必要がある。

【1-4-2】除排雪体制の確保

- 平時に加えて暴風雪などの異常気象時に円滑に除排雪作業を行うため、国や北海道の各道路管理者との情報共有、相互連携を強化する必要がある。
- 局地的な交通障害に対応するため、地元との連携を強化する必要がある。
- 吹き込み常襲箇所や局所的な気象現象に対応するため、除雪事業者間の相互支援体制を強化する必要がある。
- 安定して除雪体制を確保していくためには、積雪寒冷地の地域特性に適した除雪機械を選定し、配備していく必要がある。また、除雪作業を担う人材確保のための対策も合わせて実施していく必要がある。

《指標》

「1-4-2」除雪計画の策定状況 策定済

「1-4-2」除排雪機械配備体制の構築状況 構築済

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

《評価結果》

【1-5-1】冬季も含めた帰宅困難者対策

- 災害時における公共交通機関の運行停止等による帰宅困難者の一時的な受入態勢の整備、宿泊施設や避難所等の周知・誘導などの避難対策について検討を進める。

【1-5-2】積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、毛布、移動式ストーブ等の資機材の確保に努めるとともに、避難所等が長時間停電した場合の対策を講じる必要がある。

《指標》

「1-5-2」寝袋の備蓄数 1,500 個 (R4)

「1-5-2」発電・蓄電設備（可搬式発電機、ポータブル電源）の台数 103 台 (R4)

「1-5-2」移動式ストーブ（対流式ストーブ、ジェットヒーター）の台数 80 台 (R4)

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

《評価結果》

【1-6-1】関係機関の情報共有化

- 災害時における情報連絡体制の確保に向け、災害現場や避難所、関係機関等との迅速かつ確かな情報の収集、伝達体制の構築が求められることから、防災行政無線（MCA無線）、携帯電話等の計画的な更新や動作確認などの適正管理を推進する必要がある。
- 国の全国瞬時情報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、Em-Net（エムネット）などの防災情報システム等による災害情報の共有を図りながら、効果的な運用を行う必要がある。

【1-6-2】住民等への情報伝達体制の強化

- 災害時には、自助・公助とともに共助として地域コミュニティの強化、住民間のつながりが不可欠であることから、一番身近な組織である自治会への加入促進について、江別市自治会連絡協議会や江別不動産業協会等と連携した取組を行う必要がある。
- 大規模自然災害時に安全な避難行動をとれるよう、避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成し情報伝達体制を整備するとともに、迅速・適切な行動を示すために作成している各種タイムラインについて、新たな作成や必要に応じた見直しを行う必要がある。
- 江別市防災情報提供サービスにより、登録者には、全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて国から発信される情報等を伝達するほか、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、緊急エリアメール、Yahoo!防災情報、広報車などを通じて市民への情報伝達を図るとともに、停電時の情報伝達手段の確保や在住外国人に対しても各種防災マップの多言語化等、情報伝達体制強化の取組を進めるなど、災害情報の伝達方法の多様化について検討を行い、効果的な情報伝達手段の確保に取り組む必要がある。

【1-6-3】観光客に対する情報伝達体制の強化

- 災害発生時において、観光客に対し、迅速かつ正確な災害情報を提供する必要があるが、特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあるため、多言語に対応した情報発信の強化や情報収集手段の確保を検討する必要がある。

【1-6-4】高齢者等の要配慮者対策

- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がいのある方などに対する避難誘導等の支援を迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿を整備・更新し、対象者情報の適正な管理を行うとともに、個別避難計画を作成し、地域と連携した支援体制の構築を推進する必要がある。
- 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）において、水防法で定める避難確保計画の作成を促進する必要がある。

【1-6-5】地域防災活動・防災教育の推進

- 地域防災マスター制度などを活用し、地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。
- 地域防災の中核である消防団の体制を維持するため、関係団体との連携強化を図るとともに、消防団への加入促進を図る必要がある。
- 防災訓練・セミナー・出前講座等の開催を通じて、市民が「自らの命は自らが守る」意識の徹底や住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図る必要がある。また、小中学校では、定期的な避難訓練や集団下校訓練のほか、授業内容に合わせて災害や防災についての教育を行うなど、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を継続的に進める必要がある。

《指標》

- 「1-6-1」IP無線機通話訓練の実施回数 6回（R4）
- 「1-6-2」自治会加入率 65.8%（R4）
- 「1-6-2」防災情報提供サービスの登録者数 6,743人（R4）
- 「1-6-4」避難確保計画を作成した施設の割合 69.1%（R4）
- 「1-6-4」避難行動要支援者避難支援制度に参画する協力自治会の割合 43.6%（R4）
- 「1-6-5」自主防災組織活動カバー率 89.9%（R4）
- 「1-6-5」防災訓練・セミナー・出前講座、防災教育等の参加人数 23,832人（R4）

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

《評価結果》

【2-1-1】物資供給等に係る連携体制の整備

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療・救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道、市町村、民間企業・団体等との間で各種応援協定を締結しているが、平時から協力関係の構築に努める必要がある。
- 友好都市提携を行っている道外の高知県土佐市と災害時相互支援協定を締結しており、同時被災リスクが少ないという観点から、災害時の連携体制を強化する必要がある。

【2-1-2】非常用物資の備蓄促進

- 家庭や企業等においては、災害による被害や冬期間の対応なども想定し、最低3日分・推奨1週間分の食料、飲料水等を備蓄するよう啓発を推進するとともに、非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への適正配置を推進する必要がある。

《指標》

- 「2-1-1」災害時協力協定数 72件 (R4)
- 「2-1-2」備蓄食料の確保数 10,000人分 (R4)
- 「2-1-2」備蓄品整備計画の策定状況 策定済

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

《評価結果》

【2-2-1】防災訓練等による救助・救急体制の強化

- 本市や防災会議等による各種訓練の実施を通して、関係機関相互の連携体制の強化を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 消防職員の災害対応力の向上・強化を図るため、消防職員としての必要な資格取得や各種研修の受講など、計画的な人材育成を推進する必要がある。
- 事業所、学校、市民に対して救命講習を実施するなど、応急手当の普及・啓発を推進する必要がある。

【2-2-2】自衛隊体制の維持・拡充

- 頻発・激甚化する道内外における大規模自然災害に備え、北海道の自衛隊が果たし得る役割や訓練環境に優れた本道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配属されている部隊、装備、人員の確保など、自衛隊体制の維持・拡充を要望する必要がある。

【2-2-3】救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- 災害現場における安全と効率的な活動の確保のため、消防機械器具整備計画に基づき、消防車両及び消防機械器具を計画的に整備する必要がある。

《指標》

- 「2-2-1」総合防災訓練の実施状況 実施 (R4)
- 「2-2-1」消防団員充足率 89.5% (R4)
- 「2-2-1」救命講習受講者数 2,268人 (R4)
- 「2-2-3」消防機械器具整備計画の策定状況 策定済

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

《評価結果》

【2-3-1】被災時の保健医療支援体制の強化

- 災害の規模等に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師会に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期においては北海道に対して、災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣を要請するなど、災害時医療支援体制の強化を推進する必要がある。

【2-3-2】災害時における福祉的支援

- 災害に備えた地域防災体制づくり及び福祉的支援の充実に向け、地域や自主防災組織、関係機関等と連携を図り、災害時要支援者等に対する適切な支援体制を構築する必要がある。
- 一般避難所から福祉避難所への移送や避難所での体調把握など、支援体制の構築を図ってきているが、今後は、福祉避難所での受入態勢の整備について検討を行う必要がある。

【2-3-3】防疫対策

- 平時から感染症のまん延防止を図るため、国・北海道などの感染症対応マニュアル等を活用した定期的な予防接種を実施するとともに、感染症の予防に関する啓発を行う必要がある。
- 大規模自然災害時における避難所等のトイレ環境の確保のため、簡易トイレや災害用トイレ袋等の備蓄に努める必要がある。

《指標》

- 「2-3-2」福祉避難所の設置運営に関する災害時協力協定数 17件 (R4)
「2-3-3」予防接種法に基づく麻しん・風しん混合ワクチン第2期の接種率 93.9% (R4)
「2-3-3」簡易トイレの備蓄数 41台 (R4)

(3) 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

《評価結果》

【3-1-1】災害対策本部機能の強化

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を定める業務継続計画を策定しているが、代替場所での本部運営訓練を行っていないため、訓練等を通じて検証を行うなど、本部機能強化のための効果的なフォローアップを行う必要がある。
- 災害対策本部となる市庁舎は耐震性が不足しているため、大規模自然災害時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続できるよう、耐震化を図り機能強化に努める必要がある。

【3-1-2】業務継続体制の整備

- 災害応急対策を中心とした業務継続の確保に向け、災害応急活動及びその他行政サービスについて、庁内各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめるため、各課で策定している業務継続計画の継続的な改善に努める必要がある。

【3-1-3】広域応援・受援体制の整備

- 大規模自然災害が発生した際の災害応急体制の確保や支援の円滑な受入れを行うため、受援体制の構築を図る必要がある。

《指標》

- 「3-1-2」業務継続計画 (BCP) の策定状況 策定済
「3-1-3」北海道消防相互応援協定の締結状況 締結済
「3-1-3」緊急消防援助隊受援計画の策定状況 策定済

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

《評価結果》

【4-1-1】再生可能エネルギーの導入拡大

- 既存のエネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合に備え、バックアップとなる再生可能エネルギー設備の導入・利用促進を進める必要がある。

【4-1-2】電力基盤の整備

- 平時における電力基盤の安定供給を確保することは、大規模自然災害の早期の復旧につながることから、関係機関と連携して取り組む必要がある。
- 第2次江別市環境管理計画兼地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) に基づき、公共施設等における省エネルギー化の推進を図るとともに、市民・事業者・行政の各主体が情報を共有し、省エネルギーの取組を進める必要がある。

【4-1-3】多様なエネルギー資源の活用

- 再生可能エネルギーなど、多様なエネルギー資源の有効活用を進める必要がある。

【4-1-4】避難所等への石油燃料供給の確保

- 災害時において石油類燃料等の安定確保のため、平時から関係機関との情報共有を行うなど、連携強化を図る必要がある。
- 災害時に地域住民の生活の安心と円滑な防災体制を確保するため、石油類の安定的な確保に向けた関係機関との協力体制の構築を図る必要がある。

《指標》

- 「4-1-1」再生可能エネルギーを導入している公共施設数 15施設 (R4)

4-2 食料の安定供給の停滞

《評価結果》

【4-2-1】食料生産基盤の整備

- 本市の基幹産業である農業について、生産者の更なる経営安定化を図るための農業基盤整備を進めるとともに、生産の維持・安定及び災害に強い生産基盤の整備を進める必要がある。
- いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策などの施設の更新を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備や計画的な老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 高齢化や労働人口の減少による労働力不足は、地域食料供給減や自給率の低下につながることから、労働力の確保と合わせて、機械化・ICT化などの省力化対策の導入を推進する必要がある。
- 現在、本市の農業は、厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保、農地の利用集積など、農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

【4-2-2】道産食料品の販路拡大

- 大規模自然災害時において食料の供給を安定的に行うためには、一定の生産量を確保することが重要であることから、販路拡大に向けた支援を進める必要がある。

【4-2-3】道産農産物の産地備蓄の推進

- 北海道が担うバックアップ機能である「食料の安定供給」に向けた関係機関との連携が必要である。

【4-2-4】生鮮食料品の流通体制の確保

- 災害時における生鮮食料品の安定供給体制を確保するために、関係機関・団体等との情報共有を図る必要がある。

《指標》

「4-2-1」遊休農地面積 11ha (R4)

「4-2-2」農業販売額 4,976 百万円 (R4)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

《評価結果》

【4-3-1】水道施設の災害対策

- 災害時においても水道水を確保するため、今後も継続的に水道施設の更新・耐震化を進める必要がある。また、将来の水需要を考慮し、自然流下配水の拡大など供給体制の見直しを含めた更新を図る必要がある。
- 水道施設が被災した場合に備え、これまで緊急貯水槽の設置や断水マニュアルの整備などの応急対策を進めてきた。引き続き災害対策について、更なる体制の強化を図る必要がある。

【4-3-2】下水道施設の災害対策

- 下水道施設が被災した場合でも下水道機能を早期に復旧させるため、業務継続計画などの検証や見直しを行い、実効性の確保に努める必要がある。
- 下水道施設の事故発生や機能停止を未然に防止するため、点検や修繕による維持管理や計画的な改築を継続して進めていく必要がある。
- 災害時において下水道機能を確保するため、下水道施設の更新に合わせた耐震化など災害対策を進める必要がある。
- 生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の普及率を高めるため、設置資金貸付制度などにより普及啓発を実施しているが、普及はいまだ途上にあり、大規模自然災害時に生活排水等が公共用水域に流出することを防ぐためにも、汲み取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の設置替えを一層推進する必要がある。

《指標》

「4-3-1」基幹管路耐震管率 24.9% (R4)

「4-3-1」管路更新率 0.61% (R4)

「4-3-2」管路調査点検延長 70km/年 (R4)

「4-3-2」合併浄化槽の普及率 53.9% (R4)

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

《評価結果》

【4-4-1】交通ネットワークの整備

- 大規模自然災害時における被災地への物資供給や人的支援を迅速に進めるため、高速自動車道路、広域高規格道路、広域幹線道路及び都市幹線道路のネットワーク化を進める必要がある。

【4-4-2】道路施設の防災対策・老朽化対策等

- 災害時に避難等の障害となる放置自転車や倒木の恐れがある街路樹について、駐輪場の整備や街路樹の伐採・剪定を実施し、適切な防災対策を推進する必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、計画的な整備を推進するとともに、適切な維持管理を行う必要がある。また、橋梁の耐震化について、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁及び第三者被害が想定される跨線橋の対策を優先するなど計画的な整備を推進する必要がある。

【4-4-3】広域的な公共交通の維持

- 本市におけるバス路線は、札幌市をはじめとする周辺都市との間を結ぶ公共交通機関であり、広域的に経済を支えるインフラであるため、地域間バス路線の維持確保に向けた取組を推進する必要がある。

《指標》

- 「4-4-1」道路網整備延長 約181km (R4)
- 「4-4-2」街路樹の芯止め・剪定を実施した道路延長 8.2km (R4)
- 「4-4-2」橋梁修繕・更新数 31 橋 (R4)
- 「4-4-3」地域間バス路線の系統数 19 系統 (R4)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

《評価結果》

【5-1-1】リスク分散を重視した企業立地等の推進

- 国内最大の食料供給地域である北海道の地域特性や冷涼な気候のほか、首都圏等との同時被災のリスクが少ないといった地理的優位性を生かし、食品製造加工施設や情報関連施設、コールセンターなどの企業誘致に取り組む必要がある。

【5-1-2】企業の業務継続体制の強化

- 民間企業における業務継続体制を強化するため、業務継続計画の普及啓発を図るとともに、その策定を商工会議所等の経済団体と協力しながら支援する必要がある。

【5-1-3】被災企業等への金融支援

- 国や北海道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施していることから、引き続き、セーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

《指標》

- 「5-1-1」立地企業・事業所数 1 件 (R4)

5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

《評価結果》

【5-2-1】森林の整備・保全

- 本市には市域の約11%を占める道立自然公園野幌森林公園のほか、農村地帯に幅広く耕地防風林が形成されており、強風等による農作物の生育阻害防止に寄与していることから、日頃から林野火災を含め災害に伴う森林機能の損失に備えることが重要であり、森林の所有者である国や北海道と連携しながら適切な整備や保全に努める必要がある。
- 野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める必要がある。

【5-2-2】農地・農業水利施設等の保全管理

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止、農業水利施設が持つ洪水防止などの多面的機能を発揮させる取組を検討する必要がある。
- 農業用水路の計画的な老朽化対策を進めるとともに、ICTの活用などについて研究していく必要がある。
- 農地が荒廃しないよう、鳥獣被害防止対策を適正に実施する必要がある。

《指標》

- 「5-2-1」江別市林野火災発生件数 0 件 (R4)
 「5-2-2」揚水機場維持管理点検回数 2 回 (R4)
 「5-2-2」排水機場維持管理点検回数 9 回 (R4)

(6) 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

《評価結果》

【6-1-1】災害廃棄物の処理体制の整備

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、民間処理業者との連携などを検討するほか、災害廃棄物処理計画に基づき災害時の処理体制の整備を進める必要がある。
- 大規模自然災害時に災害廃棄物処理が滞ることがないよう、廃棄物処理施設の計画的な整備を進める必要がある。

《指標》

- 「6-1-1」江別市災害廃棄物処理計画の策定状況 策定済

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

《評価結果》

【6-2-1】災害対応に不可欠な建設業との連携

- 大規模自然災害が発生した際、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業関係団体等との連携を深め、専門的技術等の活用を図る必要がある。
- 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも不可欠であることから、若年層を中心とした担い手確保対策に取り組む必要がある。

【6-2-2】行政職員等の活用促進

- 北海道や他自治体への応援要請又は他自治体に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、平時から北海道や他自治体と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておく必要がある。
- 災害時に社会福祉協議会と連携して設置する災害ボランティアセンターにおけるボランティアの受入れや活動体制を整備する必要がある。

【6-2-3】地域コミュニティ機能の維持・活性化

- 人口減少、高齢化が進む農村地域において、地域の実情に即した活性化対策を実施する必要がある。

《指標》

- 「6-2-1」応急・復旧活動の支援に関する災害時協力協定数 9 件 (R4)

【別表2】 江別市強靱化のための推進事業一覧

所管部	事業名	リスクシナリオ No.
総務部	本庁舎建設検討経費	1-1
	本庁舎建替事業	1-1
	共用車両整備費	1-1
	庁舎改修事業	1-1
	市民会館管理運営事業	1-1
	地域防災力向上支援事業	1-6
	防災行政無線維持管理経費	1-6
	防災情報システム管理経費	1-6
	災害対応物品整備事業	2-1
企画政策部	ホームページ運営事業	1-6
	公共交通利用促進対策事業	4-4
生活環境部	自治会活動等支援事業	1-6
	脱炭素推進事業	4-1
	合併処理浄化槽設置整備事業	4-3
	野生鳥獣等保護管理事業	5-2
	環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業	6-1
	環境クリーンセンター等基幹的設備改良事業	6-1
	最終処分場整備事業	6-1
経済部	観光振興計画推進事業	1-6
	江別産農畜産物ブランディング事業	4-2
	地域農業経営安定推進事業	4-2
	次世代就農定着サポート事業	4-2
	都市と農村交流事業	4-2
	企業誘致推進事業	5-1
	企業立地等補助金	5-1
	江別商工会議所補助金	5-1
	中小企業資金融資事業	5-1
	緊急排水対策特別事業	5-2
	排水路維持管理経費	5-2
	基幹水利施設管理事業	5-2
	市有防風林整備事業	5-2
	日本型直接支払交付金	5-2
	季節労働者通年雇用促進支援事業	6-2
健康福祉部	社会福祉センター運営費補助金	2-3
	ふれあいワークセンター施設整備事業	2-3
	ふれあいワークセンター管理運営事業	2-3
	いきいきセンターわかくさ管理運営事業	2-3
	いきいきセンターさわまち管理運営事業	2-3
	いきいきセンター施設整備事業	2-3
	地域介護・福祉空間整備等事業	2-3
	老人ホーム入所措置経費	2-3
	高齢者・身障者世帯緊急通報システム設置費	2-3
	東野幌青少年会館管理運営費	2-3
	放課後児童クラブ運営費補助金	2-3
	児童館地域交流推進事業	2-3
	保育園維持管理経費	2-3
	民間保育施設運営費補助金	2-3

別表2 推進事業一覧

所管部	事業名	リスクシナリオ No.
健康福祉部(続き)	市立保育園施設整備事業	2-3
	民間社会福祉施設整備費補助事業	2-3
	私立幼稚園補助金(運営費補助金)	2-3
	保健センター一般管理経費	2-3
	保健センター管理運営事業	2-3
	予防接種経費	2-3
	高齢者予防接種経費	2-3
	感染症予防管理経費	2-3
	救急医療対策事業	2-3
	救急医療対策事業(内科系二次救急)	2-3
	夜間急病センター運営経費	2-3
	社会福祉協議会補助金	6-2
建設部	耐震化推進支援事業	1-1
	空家等対策推進事業	1-1
	公園施設改修整備事業	1-1
	河川等維持事業	1-3
	排水機場等改修事業	1-3
	基幹水利施設管理事業(排水機場)	1-3
	治水事業一般管理経費	1-3
	江別河川防災ステーション管理経費	1-3
	河川・調整池草刈等管理経費	1-3
	排水機場負担金	1-3
	排水機場維持管理事業	1-3
	除排雪事業	1-4
	車両整備事業	1-4
	道路橋梁再整備事業	4-4
	道路橋梁新設改築事業	4-4
	街路樹維持管理事業	4-4
	道路橋梁管理経費	4-4
	道路施設再整備事業	4-4
	橋梁長寿命化事業	4-4
	公共街路灯新設更新等事業	4-4
教育部	学校施設整備事業 ○小中学校大規模改造 1.断熱性向上事業 2.照明設備改修事業 3.校内ネットワーク環境整備事業 4.トイレ改修事業 5.法令適合改修事業 6.空調設備整備事業(暖房・冷房) 7.バリアフリー化等施設整備事業 8.防犯対策施設整備事業 (1~8の対象施設:江別第一小・江別第二小・豊幌小・江別太小・大麻小・対雁小・野幌小・東野幌小・大麻東小・大麻西小・中央小・大麻泉小・野幌若葉小・北光小・文京台小・いずみ野小・上江別小・江別第一中・江別第二中・江別第三中・野幌中・大麻中・大麻東中・江陽中・中央中)	1-1

別表2 推進事業一覧

所管部	事業名	リスクシナリオ No.
教育部（続き）	○小中学校防災機能強化 1. 建築非構造部材の耐震対策事業 屋根・外壁・建物内外の仕上材・建具・ガラス・間仕切・内装材等に係る破損、剥離及び落下防止 2. 災害及び緊急時における避難経路の確保に資する事業 3. 設備機器・配管等の移動転落、破損及び切断防止対策事業 4. 安全確保対策事業 遊具・塀・フェンス・土留め等の安全対策、自家発電設備・屋外防災施設等の整備 (1～4の対象施設：江別第一小・江別第二小・豊幌小・江別太小・大麻小・対雁小・野幌小・東野幌小・大麻東小・大麻西小・中央小・大麻泉小・野幌若葉小・北光小・文京台小・いずみ野小・上江別小・江別第一中・江別第二中・江別第三中・野幌中・大麻中・大麻東中・江陽中・中央中) ○小中学校屋外環境施設整備 1. グラウンド路盤・排水・芝張り・植栽・防球ネット等の整備事業 (対象施設：江別第一小・江別第二小・豊幌小・江別太小・大麻小・対雁小・野幌小・東野幌小・大麻東小・大麻西小・中央小・大麻泉小・野幌若葉小・北光小・文京台小・いずみ野小・上江別小・江別第一中・江別第二中・江別第三中・野幌中・大麻中・大麻東中・江陽中・中央中) ○小学校体育施設整備 1. 小学校プール躯体・サッシ・上屋・水槽・濾過装置・給排水・換気設備等の整備改修事業 (対象施設：江別第二小・豊幌小・江別太小・大麻小・対雁小・東野幌小・大麻東小・大麻西小・中央小・大麻泉小・野幌若葉小・北光小・文京台小・いずみ野小・上江別小)	1-1
	給食センター調理場施設・設備整備事業	1-1
	対雁調理場施設・設備整備事業	1-1
	公民館管理運営事業	1-1
	公民館施設補修整備費	1-1
	市民文化ホール管理運営事業	1-1
	コミュニティセンター管理運営事業	1-1
	屋内体育施設管理運営事業	1-1
	市民体育館改修整備事業	1-1
	東野幌体育館改修整備事業	1-1
	図書館設備等更新事業	1-1
	郷土資料館管理運営経費	1-1
	郷土資料館設備更新事業	1-1
	セラミックアートセンター改修事業	1-1
	文化財係一般管理経費	1-1

別表２ 推進事業一覧

所管部	事業名	リスクシナリオ No.
水道部	基幹管路耐震化事業	4-3
	配水管整備事業	4-3
	配水施設整備事業	4-3
	水道事業維持管理経費	4-3
	管路整備事業	4-3
	管路改築更新事業	4-3
	処理場・ポンプ場施設改築更新事業	4-3
	下水道事業維持管理経費	4-3
消防本部	消防庁舎・出張所改修事業	1-1
	水利施設維持管理費	1-1
	火災予防推進事業	1-1
	消防職員研修費	2-2
	消防緊急情報システム管理経費	2-2
	消防庁舎・出張所維持管理費	2-2
	常備消防一般管理費	2-2
	常備消防用備品等整備事業	2-2
	消防車両整備事業	2-2
	救急業務高度化推進事業	2-2
	救急業務デジタル化事業	2-2

第2期 江別市強靱化地域計画

令和6（2024）年4月発行
（令和6（2024）年9月改定）

江別市強靱化地域計画推進本部

事務局：企画政策部（総合計画・総合戦略担当）
総務部（危機対策・防災担当）

〒067-8674 江別市高砂町6番地

電話（代表）：011-382-4141

Fax : 011-381-1070